

様式第3号の2（第7条関係）

審 議 経 過

（進行：原課長）

皆さまこんにちは。本日は、大変お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年度第3回伊万里市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

まず初めに、諮問書の提出でございます。

協議会に対しまして、伊万里市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第3条の規定に基づき、市長から会長へ諮問書を手渡しさせていただきます。

（諮問書提出：市長）

（市長が中央上席で諮問書のかがみ文を読み上げた後、諮問書を会長に手渡す）

（進行：原課長）

それでは、ここで深浦市長が挨拶を申し上げます。

（あいさつ：深浦市長）

皆さん改めまして、こんにちは。

しかし、早いものですね。1月に入って、新年の挨拶をしていましたらもう、月末に近づいています。

この間、本当に、いろいろなことがあったと思っております。

毎年の恒例行事の二十歳の集いや、ハーフマラソン、出初め式があったと思えば、急に選挙が始まり、また新しい党ができたかと思えば、もう明日は告示で、2月8日に選挙ということで、本当に慌ただしい日々が続いています。

そのような中で、本日は、国民健康保険事業の運営に関することについて諮問をさせていただきました。

今年度は、委員任期の3年間の1年目ということで、新たに就任していただいた方も、また以前から継続してお願いしている方もいらっしゃいますが、ぜひ、国民保険制度の様々な課題等を解決するためにご尽力いただきたいと思います。

ご存じのように、令和12年度から国民健康保険税が県内で統一されるということです
が、この統一化は、国民保険事業の安定的な運営を確保する、重要な取り組みであります。

しかしながら、税率はどうしても上がっていく方向にありまして、私も何とか被保険者の
皆様の負担を少しでも緩和しながら、12年度に向けて、税率を段階的に改定していくこと
に、常に心を砕いているところであります。

昨年度は、そのような趣旨で定めました改定方針に基づく税率案を諮問し、いただきました
た答申に基づき、税率等の改定を行いました。

今年度につきましても、佐賀県から、令和8年度の標準保険税率の確定係数が示されまし
たので、改定方針に基づき、令和8年度国民健康保険税率等の改定案を諮問させていただい
たところです。

そして今後、皆様からの答申を踏まえまして、議会への国民健康保険税条例改正案の提出
など、改定に向けた準備を進め、令和8年度の改定を行って参りたいと考えております。

そのようなことから、本日は、この国民健康保険制度のより良い運営に向けて、皆様方の
活発な議論をいただき、十分にご審議を賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶
とさせていただきます。

皆様、本日はよろしくお願いいたします。

(進行：原課長)

市長はこの後、次の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

それでは、協議の方に入らせていただきたいと思います。

現在、委員17名中12名にご出席をいただいております、委員の半数を超えておりますので、協
議会規則第5条の規定による定足数に達していることをご報告いたします。

なお、議長につきましては、協議会規則第2条第2項の規定によりまして、会長が務めるこ
ととなっております。尾形会長、この後の進行をよろしくお願いいたします。

(会長あいさつ：尾形会長)

本日は、国民健康保険事業に関する協議会の開催にあたり、委員の皆様方には大変お忙し
い中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本協議会では、これまで、令和12年度の県内統一に向けた段階的な税率の改定につ
いて議論を重ねて参りました。

このたび、県から令和8年度の標準保険税率の確定係数が示されましたので、市が昨年度

策定しました「令和12年度までの改定方針」に基づき、税率等の案について、本日、市長から諮問を受けたところでございます。

本日は皆様方の十分な審議による意見をまとめまして、本協議会からの答申を行う流れとなっております。

この後、事務局から諮問の内容について説明がなされますので、委員の皆様からご意見をいただき、答申を行いたいと考えております。

本日の運営協議会が、皆様の活発なご意見のご提案等により、有意義なものになることを祈念いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(議事進行：尾形会長)

それでは、次第に基づきまして、協議を進めます。

議題4、議事録署名人の選出ですが、慣例により、私から指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

それでは指名をさせていただきます。1号委員の諸石委員さん、

1号委員の松永委員さんをお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

－ 異議なし －

ありがとうございます。それでは諸石委員、松永委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議事項の1、国民健康保険税の概要について、事務局から説明をお願いいたします。なお、質疑は、説明終了後に一括してお受けします。

(事務局：辻係長)

－ 協議事項1について資料により説明 －

(議事進行：尾形会長)

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がございましたが、ご意見ございますでしょうか。

(委員)

資料の13ページ、改定案①ですが、この税率等を使えば、5,900万円繰入が発生するということですよ。でも、試算の例1、2まではマイナスになるのですよね。

例で計算したら、マイナスになるのに、5,900万円繰り入れないとやっていけないのかという。繰り入れなかったら、例1、例2もプラスになるのですかね。6分の1、6分の2を加え

て、今、マイナス、プラスにしているのですかね。どんなふうになるのですかね。

(青木部長)

例1、例2のモデルケースのことですかね。

(委員)

いえ、モデルケースで、例1、例2は下がるわけじゃないですか。ですが、緩やかに上昇させるために、6分の1、6分の2を加算していくという形ではないですか。今回のこの改訂案は6分の2、加えているということですか、加えていないのですか。

(事務局：辻係長)

今回示された標準保険税と、前年度からの増加分について、6分の2を今回は加えている形になるのですが。

(委員)

上げているということですか。

(事務局：辻係長)

はい、上げています。ただ、標準保険税率が逆に下がってきている場合は、標準保険税率に合わせて下げています。

(委員)

下げて、また上げているのですか。下げた分は触っていないのですか。

(事務局：原課長)

この6分の1、6分の2というのが、前年度の税率と、今年度の標準保険税率との差に6分の1とか6分の2をかけて、そしてそれを反映させるという形の計算になりますので、昨年度の分から増えた分ですね、増えていれば当然上がっていくという形になります。

逆に、今回、標準保険税率が昨年度よりも下がっている分については、当然方針に基づいていますので、その分については、今年度の案の方が下がってくると。

(委員)

その上で5900万円繰り入れが出るわけですね。その効果がよく分からないのですけれど。下がったなら、5900万円繰り入れしないでよくないのかなと思うのですけど、そうではないのですか。

(事務局：原課長)

標準保険税率でそのまま出した金額よりも、市の方でルールに基づいて出した金額は、負担の軽減を図っているのです、そこに差が出ております。

ですので、その差を埋める分を、基金から持ち出すということです。

逆に言えば、税率をあまり大きく上げないために基金を充てて、その分、税率を少し下げているというように見ていただければと思います。

それから、もう1つ、子ども・子育て分につきましても、今回から初めて入っておりますけれども、ここも、標準保険税率よりも若干、下げた率、金額にしております。

ですから、その差額の分も加わって、合計して5900万円ほどマイナスになるということで、基金を入れるという状況になっております。

(委員)

説明ありがとうございます。

それで、思っていたことはですね、結果的に皆さんがお支払いいただく保険税は、下がると思うのですよね。

下がるときにも、今貯めている基金を、取り崩してまで、将来的に、8年度も使って9年度も使って、10年、11年度まで基金で調整できるだけの金額があるのかなという心配がございまして、マイナスになるのであれば使わなくていいのではないかなと思うのです。

(事務局：原課長)

おっしゃることももっともかと思いますが、ただ、今、基金が7億弱の金額がございます。そして、12年度までの試算をしているのですが、多くかかっても4億弱ぐらいの金額ではないかというふうに計算しております。

ですので、被保険者の方の負担を、そこまで上げなくても賄っていけると、現段階では、予想しているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

例の1、2とありますけれども、上がる方の例の試算ができないのですか。どういうパターンの方が上がるのでしょうか。個人事業をされている夫婦。親が2人いて、小学生が3人とか。

(事務局：辻係長)

今回、そのような世帯の試算をしておりませんでした。

上がる世帯は、例3の単身世帯が600円上がるという試算のみです。

(委員)

上がる世帯がほとんどないということですか。

(議事進行：尾形会長)

家族が多いところの計算をした場合、みんなマイナスになっているが、均等割について、増加するところもあるのではないかということ。

(青木部長)

試算の中では、先ほどの事例のとおり、高齢者の一人世帯の場合は、17ページの例は、子ども・子育て納付金の分だけ上がって、ほとんど変わらないのですけれど、実際上がられる想定というのは、14ページで見ますと、令和8年度の改定案と令和7年度の現行税率の差が出ています。所得割については、後期支援分は変わっていませんが、ほかの2つは下がっています。上がっているのはどこかというと均等割です。医療保険分と後期支援分と介護納付金分の全ての均等割が上がってしまっていて、子どもなど、家族の人数の多い世帯は上がると思います。一方、平等割、いわゆる世帯割は全部下がっております。

これで比べてみますと、1人世帯でしたら、均等割の増加額と平等割の減少額の差はそれほど大きくは変わりませんが、子供が増えていって世帯員が増えていくと、その分均等割が増えていきます。均等割と平等割だけ見ますと。

医療保険分の均等割が1600円増えるのに対して平等割はマイナス1500円で100円増えるのですけれど、これが2人世帯でしたら1700円、3人世帯だと3300円増える形になります。そのように、子どもの数が増えていけば増えます。

ただ一方で、所得割がマイナスになっておりますので、この辺を加味すると、どの部分がこういった形になるかは、すみませんが、そこまで計算していませんので、ここでは分かりません。

ただ言えることは、所得が低くて、お子さんなどの世帯員が多いところは増えるというような計算になってくるかと思います。

(議事進行：尾形会長)

よろしいですか。

事例が3つしかなくて、それを見ると、国保税は安くなりますよというふうに見えるのではないかと思います。

(委員)

そうですね。自分たちの都合のいいマイナスの部分しか出されていないのではないかと思いますので。

(議事進行：尾形会長)

だから、色んな家族構成を計算すれば、プラスになるところもある、マイナスになるところもあるのではないかなというふうに思いますけれども。現状としては、たくさんいらっしゃる世帯は均等割の分が増えていきますから、その辺を理解していく必要があるのではないかな。

他にございませんか。

(委員)

はい。

お伺いしたいのですけれども、実際に2人世帯、それから、単独世帯、1人世帯というのかな、実態的にどうなのかなと思ひまして。

例えば、2人世帯でも擬制世帯主にする、例えば、お父さんお母さんがお店をしたり、農業したりして、ところが息子はサラリーマンで、息子の子どもたちは、みんな被用者保険であるわけですね。

そうすると、実際には家族5～6人世帯ではあるかもしれないけれど、国保上は2人世帯、逆に言えば1人世帯もありますよね。お父さんが亡くなって、お母さんだけ息子さんたちと暮らしている。その辺の実態です。

例えば擬制世帯主というのがよく分からない。

本当は擬制世帯主なのでしょうけれど。

実際に擬制世帯主として届けてないでしょう。なってないと思います。

例えば、農家をしている世帯だって、擬制世帯主ということは、息子さんが一応、形上の世帯主になるわけでしょう。

親が一番なのですから、世帯主が。それでこれ見づらいというところがありますから、なかなか擬制世帯主の認定というのも、多少難しいところがあるのかなと思って。

実態的に、そのような一世帯当たりの被保数はどんどん減ってきている、2人を切る状態なのだけれども、それを要因としてなる1人世帯、2人世帯というものが、実態上どうなのか。本当に単独世帯なのか、それとも複数人世帯なのか、それともさっき言った、見かけ上、実際には他に世帯員がいるのだけれども、国保の被保険者は2人もしくは1人入っている状態なのか。

その辺を多少見ておかないと、例えば、見かけ上の2人世帯、1人世帯というのは、経済的にはあまり問題ないのですよね。息子さんたちと一緒にいる状況もありますから。

だからその辺を見ておかないと、さっき言った3人ぐらいの世帯を事例として上げてありますが、事例だけを見ると、その人たちはいいかも知れないけれど、さきほど、委員さんがおっしゃったように、世帯人員が多いところがやはり厳しい状況になる。

だから、いい悪いは別にして、やはり問題点として、その辺をしっかりと把握するためには、事例として、そういうところも出していただければ助かるかなと思います。

(事務局：原課長)

はい。今後検討いたします。

(議事進行：尾形会長)

他にございませんか。ないようでしたら、次にいきたいと思います。

協議事項3「来年度の制度改正について」、事務局からお願いします。

(事務局：辻係長)

－ 協議事項3について資料により説明 －

(議事進行：尾形会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、質問がございましたら、どうぞ。

(委員)

質問というか、調べていただきたいのですが。

7割、5割、2割軽減世帯、全体で60%ですかね。シミュレーション上の問題かもしれませんが、例えども、例えば2割軽減で、世帯人員が多い世帯、そのような世帯が、例えば少し所得が上がって、軽減世帯を抜けた途端に、限度額超過世帯になるというのがあるのですか。そういうものがあるかどうかですね、その可能性があるのかどうか。そういうことがたまにあるのですよ。

均等割をどんどん上げていくと、世帯人員が多いところ、それまでは所得が多少低かったから、2割軽減していても、2割軽減を抜けた途端に、ポンと均等割が普通にかかりますから。そういう世帯がないかどうかというのも、判断材料の情報として持っておいていただきたいなと思いましたので、申し上げました。よろしくお願いします。

(議事進行：尾形会長)

今のはご意見ということで。

(事務局：原課長)

ありがとうございます。今いただいたご意見については確認をいたします。

(議事進行：尾形会長)

それでは、協議事項3まで説明が終わりましたので、本日、諮問を受けました、答申について、皆様方のご意見を伺いたいと思います。

事例では、減額になる世帯が多くあるということです。

改定案を真ん中のところに書いてありますが、諮問を受けた税率でよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

それでは、諮問を受けた税率で答申をしたいと思います。

明日、夕方4時から、答申を行うことになっています。

答申については、私に一任していただいてよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

(議事進行：尾形会長)

ありがとうございます。

それでは、その他ですけれども。

事務局から何かありますか。

(事務局：原課長)

特にございません。

(議事進行：尾形会長)

委員の皆さん、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、本日の協議会は終了いたします。

長時間ありがとうございました。